## 令和4年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

# 令和4年3月22日(火曜日)

# 議事日程第6号

# 令和4年3月22日(火曜日) 〈午前10時00分開議〉

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	所管事項調査について
日程第3	コンプライアンス調査推進について
日程第4	議案第15号から同第21号まで
日程第5	議案第22号から同第25号まで、同第30号から同第32号まで及び請願第1号
日程第6	議案第26号から同第28号まで及び同第33号
日程第7	議案第29号
日程第8	議案第4号から同第14号まで
日程第9	議案第34号
日程第10	議案第35号
日程第11	発議第1号
日程第12	閉会中の継続調査について

# 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	所管事項調査について
日程第3	コンプライアンス調査推進について
日程第4	議案第15号から同第21号まで
日程第5	議案第22号から同第25号まで、同第30号から同第32号まで及び請願第1号
日程第6	議案第26号から同第28号まで及び同第33号
日程第7	議案第29号
日程第8	議案第4号から同第14号まで
日程第9	議案第34号
日程第10	議案第35号
日程第11	発議第1号

# 〈応招議員〉 18名

日程第12 閉会中の継続調査について

#### 〈出席議員〉18名

1番	利相	則		正	君	2番	冏	部	裕	和	君
T	4r) 41	2 / 11		-11-	<i>7</i> □	2 °E	la1	дþ	JAH.	1 H	<i>1</i> □
3番	横	Щ	人	美	君	4番	新	保	峰	孝	君
5番	松	尾	徹	郎	君	6番	伊	藤		麗	君
7番	田	原	洋	子	君	8番	渡	辺	栄		君
9番	加	藤	康ラ	大郎	君	10番	東	野	恭	行	君
11番	保	坂		悟	君	12番	田	中	<u> </u>	_	君
13番	和	泉	克	彦	君	14番	宮	島		宏	君
15番	中	村		実	君	16番	近	藤	新	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
17番	古	畑	浩	_	君	18番	田	原		実	君

### 〈欠席議員〉 0名

### 〈説明のため出席した者の職氏名〉

市					長		米	田		徹	君
総	Ž	膐	剖	3	長		五十	上嵐	久	英	君
産	業		剖	部			斉	藤	喜作	志分	君
企	画	定	住	課	長		渡	辺	孝	志	君
能	生	事	務	所	長		高	野	_	夫	君
市	市民課				長		JII	合	三喜	<b></b>	君
環	境	生	活	課	長		猪	又	悦	朗	君
健	康	増	進	課	長		池	田		隆	君
農	林	水	産	課	長		木	島	美利	口子	君
都	市	政	策	課	長		五十	上嵐	博	文	君
ガ	ス	水	道	局	長		樋	П	昭	人	君
教		官	育		長		靍	本	修	_	君
教育	<b>育委</b>	員会	ے ک	きま	果長		磯	野		豊	君
教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務							穂	苅		真	君
監査委員事務局長							Щ	Ш	直	樹	君

副 市 長 井 Ш 賢 君 市 民 部 長 渡 成 剛 君 辺 総 務 課 長 渡 辺 忍 君 財 政 課 長 Щ 和 美 君  $\Box$ 股 之 君 青海事務所長 猪 和 市民課課長補佐 継 垣 守 君 石 福祉事務所長 嶋 田 猛 君 大 商工観光課長 嶋 利 幸 君 設 斉 藤 浩 君 建 課 長 会 計 管 理 者 嵐 守 君 П 会計課長兼務 消 防 長 小 林 正広 君 教 育 次 長 磯 野 茂 君 教育委員会こども教育課長 浩 文 君 冨 永 教育委員会文化振興課長 伊 藤 章一郎 君 市民会館長兼務

### 〈事務局出席職員〉

〈午前10時00分開議〉

### ○議長(松尾徹郎君)

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

#### ○議長(松尾徹郎君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、利根川 正議員、10番、東野恭行議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員会委員長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

古畑委員長。 〔17番 古畑浩一君登壇〕

#### ○17番(古畑浩一君)

おはようございます。長かった3月予算委員会も議会も、今日は最終日でございます。もう一踏 ん張りよろしくお願いいたします。

それでは、これより議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る3月18日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、本日提出されました追加議案についてご説明いたします。

大雪に伴う、除排雪経費を中心とした令和3年度一般会計補正予算(第14号)1件で、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

次に、委員長報告につきましては、総務文教常任委員長から、休会中の所管事項調査についての 経過を、またコンプライアンス調査推進特別委員長から、中間報告を行いたい旨の申出があります ことから、本日の日程事項とすることとしております。

次に、議員発議につきましては、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固反対する決議 が、所定の手続を経て、提出されています。 これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことについて、委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営についてでありますが、次回以降の検討課題として、来年以降、後半2年の任期 に向けて整理しておくべき課題として、議会選出監査委員の在り方について、補助金交付団体の長 になるなどの、議員の兼職について政治倫理規則の中に盛り込んで改正することについて、次に、 2常任委員会制にするかについての3点を当面の課題として、取り組むことで委員会の意見の一致 を見ております。

このほか、委員より、先例申合せ事項にある発言時間、1回2分の制限について、ルールを守るべきとの発言があり、基本的にはルールに従うこととし、2分を超えた場合には、委員長の議事整理権に従うものとするということで、取扱いの確認を行ったところであります。

したがいまして、議員各位におかれましては、先例申合せ事項を尊重してご発言いただきますようお願いいたします。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはありません。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長(松尾徹郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2. 所管事項調査について

#### ○議長(松尾徹郎君)

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と 結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

東野委員長。 [10番 東野恭行君登壇]

#### ○10番(東野恭行君)

おはようございます。

総務文教常任委員会では、3月8日に第4次行政改革大綱について、市職員の処分について、いじめ・不登校の状況についての3項目について、所管事項調査を行っておりますので、その主な内容をご報告いたします。

まず、第4次行政改革大綱について、報告いたします。

担当課から、第4次行政改革大綱案は、昨年12月10日の総務文教常任委員会において審議いただき、その後、1月4日から2月2日の期間でパブリックコメントを実施したが、特に意見はなかった。2月10日の行政改革推進委員会において確認した大綱案を3月2日に推進委員会から市長に答申を頂いたと説明があり、委員より、保育園の民営化など、ところどころ民営化に関わるテーマがあるが、現実問題、公共事業を民営化するに当たり、いろいろな業界で人手不足という状況の中、事業を安定的に継続的に行える受け手はいるのか。民営化を検討しても受け手がいないと意味がない。民営化するのか、行政主体で本気で続けていくのかということを今後の5年間で調査するのであれば、かなり積極的にやらなければならない。この5年間で、一生懸命、重点項目に取り組むということかという質疑に対し、副市長より、大綱案に上げた項目は、市として大きな課題と思っているので、しっかり対応したい。人手不足に関しては、市職員の募集においても苦慮している状況である。学校給食業務や放課後児童クラブを受託している事業者も人集めに苦慮しているが、社会的責任において市外から人を集めている。そのような実情もあるので、例えば移住の取組と合わせて進めていくことも考えていると答弁がありました。

委員より、第三セクターの在り方や指定管理の在り方は喫緊の課題である。市が投じる予算は、市民の福祉向上に当たるものであるから、図書館や保育園などは、費用がかかっても、ある程度は出していかなければならないという問題がある。今後、第三セクターの在り方を考えるときは、効果だけではなく、設置する目的に費用をかけるということを考えていくべきではないかという質疑に対し、担当課より、公共施設の今後の在り方については、設置したときの目的が引き継がれているのかを第三セクターも含めてしっかりと検討し、進むべき方向を示した上で進めていきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、割愛させていただきます。

次に、市職員の処分について、報告いたします。

担当課より、会計年度任用職員が起こした速度超過違反による刑事処分から、市の懲戒処分まで の経過などについて、説明がありました。

こども課職員の交通事故が立て続けに起きていることから、安全運転への意識が薄れていると言われても仕方のない状況であるが、職員全員の安全運転意識を徹底していきたいとのことであります。

委員より、8月に起こした交通違反の報告を3月議会まで行わないということは、絶対にあり得ない。12月に報告したとしても遅いぐらいである。9月議会で納め、刑が確定したら報告するというのが普通である。今後は、シミュレーションを考え、しっかり対応してほしい。会計年度任用職員であっても、地方公務員法が適用になる。これはプライベートだろうがオフィシャルだろうが、24時間拘束される。そういう意識に欠けていたのではないか。意識啓発をしてもらいたいなどの

意見に、担当課より、教育委員会という組織は、幅も広く、会計年度任用職員も大変多く仕事に関わっている。末端の職員までしっかりと指示が行き渡っていない部分もあったと思う。出先機関も含め、安全運転チェックシートなどを活用し、コンプライアンスの徹底に努めていきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、割愛させていただきます。

次に、いじめ・不登校の状況についてです。

担当課より、令和3年度のいじめ認知件数は、令和4年1月31日現在で97件と、令和2年度のいじめ認知件数の55件を既に超えている。いじめ認知件数の増加は、いじめを積極的に認知し、初期段階で丁寧に対応するなど、組織的な対応に努めている表れだと捉えている。今後も、教職員のいじめ防止への意識を高め、いじめを見逃さない学校づくりに努め、併せて、市内各学校と市教育委員会の情報共有を確実に行い、連携を図っていきたいと説明がありました。

委員より、今いろいろな事件があり、いじめというより、家庭の事情による不登校であるとか、 いろいろな問題がある。子供の命を守るという観点に立つと、職員の皆さんが要になってくるので、 積極的に、いじめや不登校の背景をしっかりと見てほしい。過去には、いじめアンケート結果が親 に渡り、虐待が隠されてしまうという事案もあった。疑ってしまうといろいろな面にまで波及して しまうが、命を守るという観点で慎重に取り組んでいただきたいという意見や、不登校の数が増え ている状況で、薬を服用することになった場合、どのくらい改善されているか、教育委員会では、 服薬の改善というものを認知しているかという質疑に対し、担当課より、教育委員会では、服薬で 改善しているかということについて、全てを把握していない。各学校においては、服薬により改善 した事案もあるが、服薬がしっかりできていないため改善が見られていないなど、把握している事 案もあるという答弁に対し、委員より、自分の経験でもあるが、かなりの量を服薬している子供も いた。多動を抑える、精神を安定させる薬が頭痛を引き起こし、服薬で頭がぼうっとするなど、薬 の反動を抑えられない子供も中にはいると思ったケースが多かった。服薬や受診をする前に、子供 に対する服薬が正しいかという判断を含め、市の教育相談員やスクールカウンセラーを増員させ、 子供たちに寄り添っていくことが効果的であると感じているが、増員の考えはないかという質疑に 対し、担当課より、専門的な知識や技能、経験を持つ相談員やスクールカウンセラーを増やすこと は、子供たちの特効薬のうちの一つではないかと考えている。対応に当たる人数を十分に増やすこ とは難しいが、子供に接する時間数を増やすことや、研修を積み、資質を向上させることで、より 効果的な形で、子供たちへの支援を広げていきたいと答弁がありました。

このほかにも意見がありましたが、割愛させていただききます。

以上で、所管事項報告を終わります。

#### ○議長(松尾徹郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3. コンプライアンス調査推進について

#### ○議長(松尾徹郎君)

日程第3、コンプライアンス調査推進についてを議題といたします。

コンプライアンス調査推進特別委員会に付託中の本件について、委員長から中間報告を行いたい 旨の申出がありますので、これを許します。

保坂 悟コンプライアンス調査推進特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(松尾徹郎君)

保坂委員長。 〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番(保坂 悟君)

おはようございます。

コンプライアンス調査推進特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は、令和3年第3回市議会定例会最終日の7月1日に設置され、付議事件は、不正入札の防止等について、公務員と選挙の関わり方について(特別職、議員を含む)、不正防止に向けた 取組についての3項目であります。

令和3年9月定例会の最終日に中間報告を行っておりますが、その後、令和3年10月20日、 令和3年12月8日、令和4年2月16日に委員会を開催しております。この期間中、市が設置し た糸魚川市官製談合再発防止対策検討委員会から、糸魚川市官製談合再発防止対策に関する提言が、 米田市長に提出されました。

当委員会では、糸魚川市官製談合再発防止対策検討委員会で実施した各種アンケート調査の集計 結果や入札制度の見直し方針について、入札不調防止策について報告を受け、調査を行っておりま す。

一方で、令和3年12月定例会の一般質問において、健康づくりセンター屋内プール設計業務委託の入札で違算が判明し、その背景に談合やダンピングの疑いがあることから、調査を継続しております。

それでは、各委員会の調査経過の概要について、報告いたします。

令和3年10月20日の委員会について。

令和3年10月7日の第3回糸魚川市官製談合再発防止対策検討委員会の報告を受けて、質疑を 交わしておりますが、特段報告するものはありません。

入札・契約制度に関するアンケート集計結果表 (令和3年10月6日現在) について報告を受け、 質疑を交わしております。 事業者アンケートの自由意見に、「予定価格の漏れは、市職員のみならず、市議からもあるのではないか。信用できない。」や「建設業協会等の団体との会議、ましてや懇親会、酒宴のある会議への不参加を市長、市議会議員はじめ職員に徹底させる。」などの意見があったことから、委員会から、現職の議員18名に対して入札に関するアンケートを実施することを決めております。

委員会からの要請があった地域別土木・建築工事落札状況(令和2年度)について報告を受けて おります。

なお、裁判において、元市職員から、機会があれば話をして、今後の改善にしていきたいという 発言を受けて、行政が本人に確認をしたところ、弁護士を通してとなるが、文書で市からの質問に 答えることができるということから、当委員会においても質問項目をまとめ、文書質問を行うこと になりました。

令和3年12月8日の委員会について。

冒頭、市長より、次の2点について、発言がありました。

1点目は、健康づくりセンター「はぴねす」プール実施設計業務委託入札の件で、予定価格を算出する際の積算に誤りがあったことを踏まえ、市としては、設計者である元市職員に、事実と経緯を確認するとともに、顧問弁護士に当該契約の効力について確認しており、調査結果が判明次第、改めて議員並びに市民の皆様に報告したい。

2点目は、公職選挙法違反の疑いで、選挙管理委員会が告発した案件については、新潟県警察本部から選挙管理委員会に対して、11月30日付で検察庁に送検した旨の連絡があり、今後、動向を注視していきたいという発言がありました。

令和3年11月18日の第4回糸魚川市官製談合再発防止対策検討委員会の報告を受けて、質疑を交わしており、糸魚川市の建設工事等に係る入札制度について説明を受けております。また、県内20市の入札制度と合併後の入札件数及び平均落札率を確認しております。

職員コンプライアンス意識、職場環境状況調査の集計結果について報告を受けております。「職場でハラスメントを受けていると感じていますか」という調査項目では、「市議会議員から受けていると感じるときがある。」という回答がありました。また、「職場では、外部から不当要求や強いクレームを受けた場合、どのように対応していますか」という調査項目では「議員からの要求等に苦慮している。」という回答がありました。

12月定例会一般質問(田中副委員長)により、健康づくりセンター「はぴねす」プール実施設計業務委託の再試算資料が提示され、説明を受けております。官庁施設の設計業務等積算基準及び積算要領について資料を基に説明を受けております。

また、入札・契約締結結果の公表資料で、健康づくりセンター屋内プール増築実施設計業務委託 の入札状況を確認しております。この件について質疑が交わされておりますが、今後も継続して調 査することとしております。

糸魚川市コンプライアンス行動指針(案)の説明があり、質疑を交わしておりますが、特段報告することはございません。

令和4年2月16日の委員会について。

令和3年12月20日第5回と令和4年1月31日第6回の糸魚川市官製談合再発防止対策検討 委員会の報告を受けて、質疑を交わしております。 なお、第6回の検討委員会は最終回で、米田市長に提言書が手渡されており、糸魚川市官製談合 再発防止対策に関する提言内容について説明を受けております。

また、提言を受けて、入札制度の見直しの方針について説明を受けております。併せて、検討委員会から意見のあった入札の不調対策について報告を受けております。

このほか、糸魚川市コンプライアンス行動指針の最終版の説明と行動指針を推進する年間スケジュールについて報告を受けております。

健康づくりセンター「はぴねす」プール実施設計業務委託の積算誤りの件については、契約した 受注者に、入札時に見積もった積算過程、応札額を決定した過程、当市職員から入札情報の提供が あったかの3点について問合せを行った結果について報告を受けております。

また、元市職員が過去5年間に設計・監督した8件の業務委託に違算がなかったか確認した結果 について報告を受け、うち1件について、積算基準書の適用誤りが確認されたが、設計金額自体に 影響はなかったと説明がありました。

委員より、元市職員と元会社員から協力を得られないということであるが、このまま手をこまねいて、放置するということになってしまうが、市としては打つ手なしという認識でよいか。それとも、市も顧問弁護士を通じて、本人しか分からない事実を確認することは考えているのかという質疑があり、元市職員と元会社員に協力依頼をしたが、協力を得られなかった。市の調査には強制力がなく、任意の協力となることから、相手方の協力がないと、市では、現段階ではこれ以上、調査ができない認識であると答弁がありました。

このほか、公職選挙法違反の疑いで告発をした前副市長の件については、送検後、検察庁からの 連絡がないことが報告されております。

以上で、コンプライアンス調査推進特別委員会の中間報告を終わります。

#### ○議長(松尾徹郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4. 議案第15号から同第21号まで

#### ○議長(松尾徹郎君)

日程第4、議案第15号から同第21号までを一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と 結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

東野委員長。 〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番(東野恭行君)

本定例会初日に、当委員会に付託となりました本案については、3月8日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。 審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第15号、糸魚川市コンプライアンス審査会条例の制定についてでは、担当課より、糸魚川市におけるコンプライアンスの推進を図るために、2月に策定した糸魚川市コンプライアンス行動指針に基づき、新たにコンプライアンス審査会を設置したいことから条例を制定するものであると説明があり、委員より、コンプライアンス審査会の委員は、強い立場の人に負けない人たちじゃないと、市全体のコンプライアンスを調査できない。今回の条例制定は特別であって、官製談合事件や副市長の選挙違反もあり、今までのコンプライアンスマニュアルでは駄目であるから、新しく条例を制定して、動かそうというのが糸魚川市の気概なのではないのかという質疑に対し、副市長より、今回のコンプライアンス行動指針策定の背景は、職員が逮捕、起訴された事案を受け、二度と起こさないという決意を持って取り組まなければならないというものである。これまでの行動指針においても、職員一人一人が法令を遵守する、法令を犯すことのないよう組織全体として監視するというものであったが、これまでの取組だけでは限界があるため、外部のコンプライアンス審査会を設け、職員の監視をしていく体制で進めたいということで条例を提案させていただいた。この条例を職員が理解し、取り組みを進めていきたいと答弁がありました。

委員より、何か問題が起きたときに、審査会の委員に直接情報が伝わるのであれば分かる。市役所の中で1回フィルターをかけてしまうと、同じような事案でも、市の判断で審査会にかける事案と、かけない事案がでてきてしまわないか。市民や職員から直接、審査会に通報できるということが大事であり、これを明確にしないと厳しい審査会にはならないのではないかという意見に対し、担当課より、外部委員のうち2名は、コンプライアンス審査会の委員を兼ねる形で、外部委員に相談した事案は、直接、審査会に報告が上がる形を取りたいと答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等がありましたが、報告は割愛させていただきます。

議案第16号、糸魚川市入札監視委員会条例の制定についてでは、担当課より、外部の目を入れることにより、入札及び契約手続における透明性及び公正性の確保を図るため制定したいもので、糸魚川市官製談合再発防止対策検討委員会より、再発防止に向けた監視体制の提言を受けたことに基づき、新たに入札監視委員会を設置するものであると説明があり、委員より、市が選出した委員が入札監視を行うわけだが、どのように客観性を持たせるのか。客観的な視点で監視する仕組みでないと、手前みそになってしまうのではないかという意見に対し、担当課より、今、職員は、二度と官製談合事件を起こしてはならないと誰もが思っていることであり、コンプライアンスの遵守や

入札制度改革に一生懸命取り組み、第三者委員会の提言も受け、監視委員会の条例を提出させていただいた。この官製談合事件は、糸魚川市で初めて起こった事件であり、忘れられるものではないと感じている。この思いについては、代々の職員が継いでいくものだと考えている。なぜこの監視委員会ができたのかということをしっかりと職員に受け継いでいきながら、入札監視委員会の運営を行っていきたいと答弁がありました。

委員より、行政側がもっとしっかりしなければ説得力がない。元市職員がやってきた過去の設計に関わる問題を調査するために、元市職員に話を聞きたくても、元市職員が、現在勤めている会社の弁護士に話を聞くことが駄目だと言われている。弁護士が実在しているのか確認する必要があるため、その弁護士の名前を教えてほしいという要請がありました。

副市長より、弁護士は、元市職員が勤務する会社の代理という立場であるが、市で弁護士の情報を把握していることから、市の責任で、事務所名と弁護士名を申し上げる。事務所は、森 直樹法律事務所で、弁護士は、森 直樹弁護士である。森 直樹弁護士から、元市職員に対しては接触しないようにという連絡があったが、今後の対応については、市の顧問弁護士と相談しながら進めていきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等がございましたが、報告は割愛させていただきます。

議案第20号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

担当課より、国が消防団員の報酬等の基準を定めたことから、当市においても消防団員の年額報酬を国の交付税単価に引き上げる。出動手当についても、これまで費用弁償としていたものを出動報酬に改正し、報酬額を国の基準に引き上げるものであると説明がありました。

委員より、現在の出動手当においても、明確な指示がないため管理上、困るという声を聞いている。報酬に改正した後のルールづくりは、今後どのようにするのかという質疑に対し、担当課より、報酬・給与というのは、本人に直接支払うというのが原則である。令和4年4月から、改正に合わせて直接支払が行えるよう進めている。出動の基準については、市で統一した明確なものを示したいと答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等がございましたが、報告は割愛させていただきます。

なお、議案第18号、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてと、 議案第21号、辺地に係る総合整備計画の変更についてで、若干の質疑がありましたが、報告は割 愛させていただきます。

また、議案第17号、糸魚川市個人情報保護条例及び糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第19号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてでは、質疑はありませんでした。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長(松尾徹郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

# ○議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号、糸魚川市コンプライアンス審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、糸魚川市入札監視委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、糸魚川市個人情報保護条例及び糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5. 議案第22号から同第25号まで、同第30号から同第32号まで及び請願第1号

#### ○議長(松尾徹郎君)

日程第5、議案第22号から同第25号まで、同第30号から同第32号まで及び請願第1号を 一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長(松尾徹郎君)

田原委員長。 〔18番 田原 実君登壇〕

○18番(田原 実君)

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、3月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第22号から同第25号まで、及び同第30号から同第32号については、原案可決であり、請願第1号については、不採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第22号は、担当課より、美山多目的集会施設の改修に伴い、新たに設置するワークスペース等の使用料を定めるために条例の一部を改正したい旨、説明があった後、委員より、管理体制と利用方法について質疑があり、担当課より、新しい施設管理の形を検討し、基本的には会員登録をして事前に申請をする。使用料は、キャッシュレス決済などにより前納し、IDを発行する。ワー

クスペースの個人利用は、席の予約体制は取らない。施設の周辺で飲食の販売がなく、課題になっている。空調冷暖房使用料は、別に徴収しないと答弁がありました。

ほかにも闊達な質疑が交わされておりますが、割愛いたします。

議案第24号は、担当課より、神道山公園の施設の老朽化に伴い、パターゴルフ場とテニスコートを廃止するために条例の一部改正したい旨、説明があった後、委員より、公園内の禁止事項とバーベキューでの利用や跡地利用について質疑があり、担当課より、バーベキューは、みだりに火気を取り扱う等危険のおそれのある行為に該当しないと考えている。現在、空き地の利用計画はないが、地元の希望に合わせて今後検討したいと答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、割愛いたします。

議案第30号は、担当課より、原料費調整額の上昇により、収入のガス売上げと支出のガス売上原価をそれぞれ増額する。また、令和3年度の工事完了分が増え、除却する固定資産も増えたため、固定資産除却費を増額するものであるとの説明がありました。

委員より、ロシア情勢によるガス原料価格に影響はないのかとの質疑があり、担当課より、いろいろな要因がかみ合わさっているが、報道等によればロシア情勢も絡んでいると思われる。購入業者の予測では、今後も下がる見込みはないと伺っていると答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、割愛いたします。

議案第32号は、担当課より、国の第1次補正予算で社会資本整備総合交付金の追加内示があり、令和4年度当初予算から一部前倒しで実施したいことの説明、及び下水道管路耐震化に対する工事費、能生浄化センター水処理施設改築に対する委託料及び工事費について説明があり、委員より、能生浄化センターの耐震基準について質疑があり、担当課より、能生浄化センターは、昭和63年に完成しており、それ以前の耐震基準での構造物なので、阪神淡路大震災以降に見直された耐震基準に合うよう、今回の機械電気設備の改築に併せて補強工事を行うとの答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、割愛いたします。

請願第1号の審査では、委員より、コロナ禍で経済が冷え込んでいる中、糸魚川市内の企業も厳 しい経営状況であり、最低賃金を上げた場合には倒産も考えられる。中小企業への支援策の強化を しないと、最低賃金を上げることは無理である。

また、委員より、経営者にとって、賃金が上がることで、働き手をカットしていくことが強いられ、結果的に経営の圧迫が懸念されるため、慎重に考えていく必要があるなどの反対の意見があり、起立採決の結果、不採択となりました。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

#### ○議長(松尾徹郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

新保議員。 [4番 新保峰孝君登壇]

○4番(新保峰孝君)

請願第1号、「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願に、賛成の立場から討論いたします。

請願項目は、3項目でありますが、いずれも時宜を得ているものと思います。

1つは、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること、2つ目は、最低賃金500円以上を目指すこと、3つ目は、中小企業が最低賃金の引上げと経営継続ができるよう、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の命と暮らしを守ることです。

地域経済の回復には何が必要かといえば、経済循環が良好になることであります。統計要覧を見てみますと、1 市 2 町合併前、2 2 年前の2 0 0 0 年度、平成 1 2 年度が最も古いものでありますが、当時の1 人当たり市民所得は2 6 9 万 7 , 0 0 0 円で、1 人当たり国民所得の 9 0 . 4%でした。2 0 1 7 年度、平成 2 9 年度の1 人当たり市民所得は2 6 7 万 8 , 0 0 0 円で、1 人当たり国民所得の 8 4 . 6%に下がっております。全国的に見れば、糸魚川市の1 人当たり市民所得は、この 1 7 年間で全国平均の 9 0% から 8 5%に下がっており、全国平均から、さらに所得格差が広がっているということになります。

一方で、全国的に大企業の内部留保は、増え続けております。財務省が発表した法人企業統計によりますと、資本金10億円以上の大企業の内部留保は、2020年度に466兆8,000億円となり、前年度から7.1兆円増額し、過去最高額を更新したとのことであります。

業種別では、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業等、赤字となった業種もあります。経済が発展するのは、国内総生産が上がり、労働者の賃金が上がることによって、消費の拡大がうまく連環していくことによるものですが、日本の場合、大企業の内部留保が増大していっても、労働者の賃金は、それほど上がらないという現状があります。特に労働者の中で4割近くにまでなってしまった非正規労働者の賃金は、ギリギリの生活を強いられるもので、消費拡大の効果にブレーキをかけております。

糸魚川市の場合、加えて高齢化により、人口に占める年金生活者の割合が高くなっております。 このような状況の中で、経済循環をよくしていくためには、全国的に不利な条件にある地方に対し、 国の責任で中小企業等への支援策を最大限拡充する必要があります。賃金引上げのために、国に対 し、中小企業等の支援策を求めることをしないで、現状のまま推移すれば人手不足の影響は、市民 所得が全国平均の85%にまで下がってしまった地域に、さらに追い打ちをかけることにもなりま す。これらは、地域経済の活性化にも連動するものであり、早急に改善すべきものと考えますので、 本陳情に賛成するものであります。

以上であります。

次に、和泉克彦議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

和泉議員。〔13番 和泉克彦君登壇〕

### ○13番(和泉克彦君)

和泉克彦でございます。

請願第1号に対して、反対の立場から討論いたします。

最低賃金を上げるということは、非常に優しくて、よいことのように思います。また、最低賃金を上げることにより、現在よりも余裕を感じながらの生活ができるというのも、一つの理想でしょう。特に低所得者や非正規雇用の方が苦しんでいるので、理解できないわけではありません。

しかし、現在、コロナ禍の影響もあり、経済は大変疲弊しています。そのような状況で、賃金を 無理に上げればどのようなことになるでしょうか。

企業は、雇用を減らすことになるのは、想像に難くないことです。最低賃金を上げれば、真っ先に非正規雇用の方にしわ寄せが行き、非正規雇用の方を守ろうとすると、正社員の給料を下げざるを得ません。そして、企業のために頑張っている人の賃金を上げられなくなります。

先ほども申しました、特に現在はコロナ禍で、大企業でさえも赤字が続き、大変厳しい経営を迫られています。加えて、中小零細企業、小規模事業者は、大企業以上の想像を絶する苦しい状況に置かれています。企業が人件費に使えるお金は限られていますので、利益が増えず、赤字が続いているのに最低賃金を上げるということは、逆に雇用を減らさざるを得なくなり、失業者が増えることにつながります。コロナ禍により景気が悪化する中で、無理やり最低賃金を引き上げれば、牌の取り合い、あるいは椅子取ゲームのような形になるだけです。

お隣韓国では、2017年に文在寅大統領が就任後、格差是正を掲げて大企業の法人税を引き上げ、所得税も高所得者を対象に引き上げました。さらに最低賃金を2018年に16.4%、2019年に10.9%と大幅に最低賃金を引き上げ、GDPがマイナス成長だった2020年の引上げ率は2.87%と、合わせて30%もの最低賃金を急激に引き上げました。その結果は、もっと格差が開いてしまいましたし、15歳から29歳の青年失業率は10%程度と非常に高い水準です。そして、下位20%の低所得者の失業世帯の割合も43.6%から55.7%に上がり、所得減少どころか仕事がなくなってしまいました。加えて、大学生もコンビニエンスストアなどのアルバイトをすることも難しくなった状況であります。

日本においても、コロナ禍の昨年10月に賃金の引上げが行われましたが、企業や事業所などは、 人件費の負担が増え、非正規雇用の方の就労時間が減るなどと様々な問題が起きつつあります。雇 用が回復するためには、まずは経済成長のための政策を優先すべきです。経済の担い手は、民間で あり、民間が活躍できるよう自由を大切にすべきだとも考えますので、企業が雇用者に賄えない部 分を国が企業に支援せよというのでは、もはや自由な資本主義の社会ではなくなります。

本来、どのぐらいの賃金で雇用契約を結ぶかは、企業の自由であり、企業経営には自由権が保護されるべきです。企業は、自分で努力して経費を節減し、売上げを伸ばし、何とか利益を出そうとします。そして、頑張っている人の給料をアップしてモチベーションを上げ、より生産性の高い仕事を求めます。労働者も、よりよい仕事を目指して、スキルアップするなど努力し、結果として賃金が増えます。あくまで努力に応じた成果が得られる社会を目指すべきであり、これが資本主義の原理です。

また、全国一律の最低賃金のアップを求めていますが、地域の実情を考慮していないと言えます。

東京都は1,041円、新潟県は859円と、地方では最低賃金が低くなっていますが、物価、特に食料費、光熱水費、住宅費などの基礎支出が安く抑えられていますので、全国一律にするほうが不公平感が出てくると思われます。

また、労働者の流出の原因は、最低賃金の安さだけではなく、雇用の機会の問題だとも思います。 結果、平等ではなく、機会の平等を推し進め、個人の努力が認められる社会こそ、目指すべきだと 思います。

以上の理由で、本請願には反対いたします。

以上で終わります。

### ○議長(松尾徹郎君)

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号、糸魚川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、糸魚川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、糸魚川市神道山公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、公有水面埋立ての免許の出願に関し意見を述べることについてを採決いた します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、令和3年度糸魚川市ガス事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号、令和3年度糸魚川市水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号、令和3年度糸魚川市下水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第1号、「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[起 立]

○議長(松尾徹郎君)

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

○議長(松尾徹郎君)

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

〈午前10時59分 休憩〉

〈午前11時10分 開議〉

#### ○議長(松尾徹郎君)

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6. 議案第26号から同第28号まで及び同第33号

#### ○議長(松尾徹郎君)

日程第6、議案第26号から同第28号まで及び同第33号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と 結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

田中委員長。 〔12番 田中立一君登壇〕

○12番(田中立一君)

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、3月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第26号、糸魚川市犯罪被害者等支援条例の制定についてでは、担当課より、この条例は犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としている。犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害だけでなく、二次的被害にも苦しんでいる現状があるため、地域社会における犯罪被害者等支援が重要であり、犯罪被害者等の尊厳及び権利を尊重することや、状況に応じた適切な支援を行うことなどを基本理念とし、責務や推進体制、基本的施策を規定している。令和4年度中に、犯罪被害者等の支援推進のための計画を策定する予定である。犯罪被害者等に対する見舞金は令和4年度から支給し、環境生活課が支援に関する窓口を担い、取り組みたいという説明がありました。

委員より、第17条の「犯罪被害者等が犯罪を誘発したとき」の意味について質疑があり、担当課より、犯罪被害者等にもその責めに帰すべき重大な理由があった場合や暴力団等反社会的組織の構成員やその関係者である場合等を想定しているが、関係機関と相談した上で判断するという答弁がありました。

また、委員より、特殊詐欺の被害に遭った場合も見舞金の支給対象になるのかと質疑があり、担当課より、刑法その他の刑罰法令に規定する、生命及び身体に害する罪に当たる行為を想定しており、その行為により、負傷、疾病、精神疾患の状態になった場合に見舞金支給の対象となるため、特殊詐欺被害は対象とならない予定である。見舞金については、犯罪被害者等見舞金支給規則を制定する予定であるという答弁がありました。

議案第27号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでは、担当課より、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、6歳未満の未就学児に係る被保険者均等割額を軽減し、その軽減相当額を公費で支援する制度が創設されたことにより、軽減措置について改正を行うという趣旨と、医療分と支援分が対象と

なり、今まで軽減がなかった方も5割軽減になるなど、追加となる軽減措置についての説明がありました。

委員より、該当者についての質疑があり、担当課より、令和3年度の状況による試算では54人であり、試算による軽減額は約54万円増額となるという答弁がありました。

また、委員より4段階の区分についての質疑があり、担当課より、世帯の所得により決まり、世帯構成や所得に応じて国民健康保険税を計算し、該当になる方へはあらかじめ軽減した額で納税をお願いする通知を6月に出すので、申請する必要はないという答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

議案第28号 糸魚川市医療技術者及び介護従事者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてでは、担当課より、救急救命士法が改正され、令和3年10月から病院に勤務する救急救命士が、医師の指示の下、救急処置を行うことができるようになったことにより、医療技術者の対象職種に追加するものであり、現在対象としない臨床工学技士と言語聴覚士についても、併せて追加するため所要の改正をするという説明に、質疑はありませんでした。

議案第33号、令和3年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)では、担当課より、介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業委託料、審査支払手数料について、利用者数の増加などによる増額補正であるとの説明に対し、質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長(松尾徹郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号、糸魚川市犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、糸魚川市医療技術者及び介護従事者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号、令和3年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いた します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第29号

#### ○議長(松尾徹郎君)

日程第7、議案第29号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と 結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長(松尾徹郎君)

東野委員長。 〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番(東野恭行君)

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第29号については、3月8日に審査が 終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

総務課の関係部分では、今年度末で退職する職員が新たに7名増えたことにより、退職手当4,860万9,000円を増額する補正であり、今年度の退職者は、懲戒免職処分の1名を含め19名となると説明があり、委員より、退職者が7名増えた主な理由と、退職者が19名というのは、例年に比べて多いのか少ないのか。定年退職者の内訳はどうなっているのか。市役所内の雰囲気が悪くなっていないかなどの質疑に対し、担当課より、職員が辞める理由はそれぞれで、個人的な理由もある。退職する職員のうち、定年退職が6名、若い職員の退職は5名である。辞める事情は致し方ない部分もあるが、定年前に退職されるというのは、あまり望ましくないと考えている。

体調管理も含めて、長く勤めてもらえるような体制を取っていきたいと答弁があり、市長より、市の職員は、せっかく試験を通り入ってきたわけであるので、辞めてしまうのはもったいないという気持ちである。職員数が多いことから人間関係などの問題もあるとは思うが、働きやすい環境を目指し、初心に返り、報連相をしっかりやりながら、問題を1人で抱えることのないようにしていきたい。今回、定年退職以外に多く辞められる職員がいることについては、本当に残念だと思っていると答弁がありました。

このほかにも、質疑等がございましたが、報告は、割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

# ○議長(松尾徹郎君)

次に、田原 実建設産業常任委員長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

田原委員長。 [18番 田原 実君登壇]

#### ○18番(田原 実君)

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第29号については、3月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

商工観光課・能生事務所関係では、7款商工費、1項3目観光費では、担当課より、新型コロナウイルス感染症のため売上げが大きく減少した指定管理者に対し、リスク分担に基づき損失の一部を負担し、施設の健全な運営継続を図るものと説明を受けました。

シーサイドバレースキー場では、委員より、人件費削減や雇用調整助成金の質疑があり、担当課より、秋からゲレンデ整備等を準備し、冬に収入を回収する営業形態であり、1月、2月は一番の繁忙期の中で最大限のリフト運行を行うように精いっぱい雇用しているため、雇用調整等の申請はしないと答弁がありました。

委員より、冬季オリンピックが開催され、ハーフパイプの人気があることから、スキー場へハーフパイプ施設の設置について質疑があり、担当課より、今回のオリンピックを契機にハーフパイプ 設置の維持費等を考慮して検討したいと答弁がありました。

また、委員より、補正の基本的な考え方に関して、コロナの影響を詳細に示すのは難しいと思うが、補正の基本的な考え方に関してはよいと思うと意見がありました。

柵口温泉権現在では、委員より、指定管理者の評価票の改善事項について質疑があり、担当課より人件費については、人員を削減すると、雇用調整助成金の率が低下する条件もあり、雇用を切らずに継続したものと答弁がありました。

委員より、広告費が令和3年度はかなり上がっていると質疑があり、担当課より、温泉を利用した旅行については、以前は旅行社などのエージェントからの入込みが多くあったが、現在では、個人旅行や団体旅行でも、インターネットを通じての申込み件数が増えており、インターネットで予約する際に広告費が大きくなっていると答弁がありました。

委員より、新型コロナ影響分として1,020万円を補正予算に計上しているが、給付金等が出

た場合はそれを差し引いた額となるのかと質疑があり、担当課より、今回の補正で示した金額が上限となり、各種給付金が入ってくる見込みである。また今後、施設の運営条件によって、改善が図られた場合は、それらを総合的に計算して、必要な分だけコロナの影響分ということで補塡すると答弁がありました。

また、委員より、赤字が続いている施設について、もう行政で行うことではなく、ノウハウを持った民間に任せることが必要だと思うと意見がありました。

農林水産課関係では、担当課より、内水面漁業資源放流事業は、サケの遡上数が大きく減少したことから、稚魚放流・育成経費について補助するものであると説明があり、委員より、補助する団体とサケのふ化場の施設整備についての質疑があり、担当課より、今回は能生内水面漁協への補助である。糸魚川と能生の団体は、糸魚川のふ化場の共同化を試験的に行っており、連携が進めば支援も行っていきたいと答弁がありました。

建設課関係では、担当課より、融雪施設整備事業における国の補正による消雪パイプ井戸掘替工事の前倒し、昨年12月に能生小泊地区において発生した急傾斜地崩壊の対策工事の増額、来海沢地すべり災害における業務を実施する県への負担金の増額について説明があり、委員より、新町西側線消雪パイプについて質疑があり、担当課より、井戸の掘り替えに3,600万円を見込んでいると答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(松尾徹郎君)

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

田中委員長。 〔12番 田中立一君登壇〕

○12番(田中立一君)

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第29号については、3月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

市民課関係では、戸籍住民基本台帳総務諸費について、マイナンバーカードの所有者が、マイナポータルからオンラインで転出届、転入予約を行い、転入地市町村があらかじめ転出証明情報を取得し、事前準備を行うことで、市役所窓口での転出、転入手続の時間短縮を図るためのシステム改修を行うとの説明がありました。

委員より、共有される情報の範囲についての質疑があり、担当課より、情報の範囲は、転出者の 氏名、転出前の住所、生年月日、マイナンバー、転出先、転出予定日等の範囲で情報共有するとい う答弁がありました。

また、糸魚川総合病院でも、2月1日から健康保険証としての利用可能になっているなど、マイナンバーカードの利用が広がっているが、国も市町村もセキュリティーはしっかり管理していきたいという答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

環境生活課関係では、次期ごみ処理施設整備事業について、9月議会で契約の締結を議決している旧ごみ処理施設解体工事の契約によって生じた請負差額を減額するもので、財源についても起債額の減額に合わせて調整した。

災害廃棄物処理費について、来海沢地すべり災害による被災家屋解体で、11棟の解体・分別を 予定していたが、県事業で2棟を解体したことにより減額となったと説明がありました。

委員より、旧ごみ処理施設解体工事の大幅な請負差額が生じたことについて質疑があり、担当課より、市の職員で積算できる内容ではないことから、コンサルタントに発注支援を出した。業者により糸魚川市からどこへ持って行くかなど、得手不得手があり決められず、積算の段階でも参加の可能性がある業者から参考見積りを頂いたが、今後は、さらに情報を求めた中でやっていきたいと答弁がありました。

また、コンサルタントについては、ごみ処理施設と一般廃棄物最終処分場は同じ業者だったが、 今回の解体については別のコンサルタントであったという答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、割愛いたします。

健康増進課関係では、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、新たに5歳から11歳を対象にしたワクチン接種の実施に伴う委託料等で、対象者1,892人のうち、接種率85%の1,600人を想定している。接種体制については、個別接種は、小児科医を中心に開業医4医院で1,200人を実施していただき、集団接種は、市直営で400人を実施する計画であり、糸魚川総合病院旧なでしこを会場とする。それぞれ委託料、報償費等を計上している。期間については、市内2か所の小児科医では接種券が届き次第予約を開始し、3月21日の週から接種開始、他の2医療機関は5月以降になる。糸魚川総合病院での集団接種は、3月14日から予約開始し、接種は土・日を利用した4日間の計画であり、接種券を3月10日に発送した。現行予算で不足する分を補正予算に計上しているという説明がありました。

ワクチンは、3月中に供給される400人分と4月の1,400人分を足して、ほぼ全対象者を カバーできる予定である。周知については、12歳以上のワクチン接種については、予防接種法上 の努力義務規定があるが、小児はこの規定の対象にはなっていないことから、同調圧力を避けるた め、学校・園を通さない形となるが広く周知を計画していると説明がありました。

委員より、接種の終了見込み時期について質疑があり、担当課より、ワクチンも順調に供給される予定のため、6月に終了する予定と考えていると答弁がありました。

また、委員より、予約が取れないということがないかと質疑があり、担当課より、2つの小児科 医では、休みの日が重ならないように、日曜日以外は月曜日から土曜日までどこかで打てる形を取 っている。

一方で、市直営で400人枠取っているので、この中で進めていきたいという答弁がありました。 また、委員より、転出入のシーズンに当たり丁寧な対応を求める質疑があり、担当課より、厚生 労働省からも文書が届いており、しっかりと説明をしていくという答弁がありました。

このほか質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

福祉事務所関係では、介護保険事業特別会計予算の補正に伴う基準内繰出金の追加であるとの説明に対し、質疑はありませんでした。

採決は、起立採決を行い、賛成多数で可決されました。

以上で、議案第29号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について報告を終わります。

○議長(松尾徹郎君)

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- ○議長(松尾徹郎君)
  - 古畑議員。
- ○17番(古畑浩一君) 議長。
- ○議長(松尾徹郎君)暫時休憩いたします。

〈午前11時35分 休憩〉

〈午前11時36分 開議〉

○議長(松尾徹郎君)

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(松尾徹郎君)

古畑議員。

○17番(古畑浩一君)

議案第29号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)における7款商工費、権現荘 指定管理料、これは原案どおり通してますね。建設産業常任委員会の審査の内容をちょっとお伺い したいんですけど、これについては、ちゃんと所管事項調査として、この権現荘問題については調 査をして、深い知識の名の下に今回の補正予算を通した上で、承認したのでしょうか。

権現荘問題は、これまで長い歴史、何年にもかけて、また本定例会でも度々問題になってきた課題であります。先ほどの委員長報告をお聞きしますと、それなりに質疑等も交わされたようでありますが、その内容につきまして、まず1点目、聞かせていただきたいと思います。

[「議長、休憩を」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

暫時休憩いたします。

〈午前11時37分 休憩〉

〈午前11時39分 開議〉

### ○議長(松尾徹郎君)

休憩を解き会議を再開いたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

田原委員長。 〔18番 田原 実君登壇〕

○18番(田原 実君)

29号の補正に関することでございますので、この議案の中では、所管事項調査というのは当然 やっておりません。

あと審査の内容について、もう少しお話をさせていただきたいと思います。

会議録を一部読み上げますので、よろしくお願いいたします。

一番焦点になるところは、補塡額に対するところですね。それで、委員より、今日、出された負担額に対して給付金、それを差し引いた額を条件としてもらうという形で約束ができるのかという質疑がありまして、それに対して行政側は、今回の補正で示した金額が上限ということになりまして、あと、今見込みで示しておりますけども、各種給付金が入ってくる状況であります。また今後、それぞれの施設の運営条件によって、改善が図られた場合は、それらを総合的に計算いたしまして、必要な分だけコロナの影響分ということで補塡するという考えですと答弁されております。

それに対して委員より、スタートした原点に立ち返って、もう一度、市民の方に利用してもらう ための施設として、糸魚川市は今後考えて進めてもらいたいという意見が出ております。

また、別の委員より、その後の運営がどういうふうになっていくかというところの見通しはいかがかという質疑が出され、これに対して行政側からは、権現荘につきましては、12月の補正を入れたとしても、税抜きで3,000万円ぐらいの赤字になるということになりますので、今回の補正を入れても2,000万円、もしくは2,000万円を超えるというような赤字になるというふうに思っている。また、副市長からは、役員会のほうで今後の対応をしっかり検討していく必要があると思う。ここでうまくいかないと、また来年、それ以降の運営は本当に苦慮することになるというふうに考えているという答弁がありました。

また、委員より、能生の地域の皆さんのお声とか聴いていると、もう権現荘の指定管理はやめて しまったほうがいいのではないかという声も聞かれるので、指定管理を受けないことが予想される と思うが、それに対しての対策はいかがかという質疑があり、副市長より、来年度中に指定管理者 を公募する。これは市の施設であるので、例えば一定額の指定管理料を予算としてつけるとか、そ れから民間産業を含めた公募をするとか、そういったことが今のところ考えられるという答弁があ りました。

また、補塡される金額について、再度、委員より、正式な金額が3月末に出て、大体4月中か5月ぐらいには正式に決まると思う。その金額を、できればこの場にでも早めに出してもらうような、そういう形の提出ができるか。いつ頃出せるかどうかという質疑がありまして、行政側から、年度末で数字を精査した上で、遅くとも出納閉鎖期までには精算をしなければいけないので、それまでには確実に数字は分かるという答弁がありました。

また、本案につきましては討論がございまして、反対討論がございました。以上で概要でございますが、報告させていただきました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

古畑議員。

○17番(古畑浩一君)

答弁の中にもありましたが、権現荘指定管理料は、今回1,020万でございますが、昨年12月議会においても追加で出してますね、指定管理料。今後どうやって出していくのかというのは、非常に今ほどの答弁でよく分かりました。3,000万円を上限として考えているということですが、実際、この指定管理料の中に上限というのはないです。だから、どこにそんな条件が追加になったのか。所管の常任委員会はいいですよ。今後の権現荘に、対応に聞いていきたいと思います。

それから、まん延防止等の協力金を頂いた分を引いて提出するということですが、まん延防止法 というのは、継続の意思のある会社にのみ出されるわけです。もらうだけもらってやめたてわけに はいきませんので、権現荘は十分そこら辺も承知して言ってるかと思いますが、行政側のほうとし ましても、じゃあ赤字になったんでやめたというわけにはいきません。まん延防止の協力金をもら うとそういうことになります。

したがって、やめる気なら、まん延防止の協力金をもらわないことですね。その辺の指導をちゃんとしてあるのかどうか。時間がかかるからやめますけど。

議員諸兄の皆さんにおかれましては、かくも重大な問題といいましょうか、関心の高い問題については、しっかりとやるようにと、審査するように。そして、今回に関しては、所管事項調査による調査もなくして結論を出したということに対しまして、私は、個人的には、非常に残念だと思っています。この常任委員会が出した答えなら、それならば従うしかないなというぐらいみっちりと審査をしてほしいと思います。

以上です。

○議長(松尾徹郎君)

ほかにご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田原洋子議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

田原洋子議員。 〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番(田原洋子君)

田原洋子です。

議案第29号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)において、反対の立場で討論 します。 議案第29号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)には、イチゴ栽培、キノコ栽培のハウスや漁船に対し、高騰する燃料費の助成金や小学校のスクールバス購入、中学校の改修工事、小学校の特別教室のエアコン工事、えちごトキめき鉄道への緊急支援など、多くの大切な事業が含まれているため、その全てを反対するわけではありません。

ただし、事業ナンバー75、柵口温泉権現荘管理運営事業の指定管理料1,020万円に疑問が 残るため、賛成するわけにはいきません。

まず、井川副市長が委員を務める公の施設指定管理者選定委員会(評価委員会)では、収支改善点での取組課題があるとされ、総合評価は5段階のうち、下から2番目のBです。その理由として、①インターネット宿泊サイトに偏った販促展開による広告宣伝費、販売手数料がかさんでいる。②スキー客はもとより、ゴルフ場、バイク、自転車ツーリング、ランナーなど、能生地域資源を活用した仕掛けが不足している。③宿泊に限らず、日帰り客の誘客(動機づけ)に結びつける営業が不足している。④コロナ禍で管理が困難ではあるが、食材などの仕入価格の工夫が必要。⑤コロナ禍で集客が困難である以上、固定費の削減が急務である広告宣伝費、販売促進費などの見直しが必要としています。

さらに、改善事項として、他力本願的な受け身のスタイルから、知恵を絞った攻めの誘客企画に取り組むこと、社員一人一人が営業マンになって取り組むこと。自分が宿泊したら何を思うか、不足していること、逆に不要なことをお客様目線で捉えて、改善を図ること。無駄を抑えて、収入を増やす努力が、意識の改革なしでは困難と明記されています。

12月の補正予算でも1,710万円の指定管理料について、4月から10月の広告宣伝費は、予算を100万円以上上回っていることを指摘し、計画以上の支出を続けるべきではないと反対討論をしました。にもかかわらず、3月の見込みによると広告宣伝費は、予算の480万円の約1.7倍、838万8,877円であり、これは売店の売上高と自動販売機などの収入を足した金額より多くなっています。これでは従業員が、売店に手書きのポップをつけ、思わず買いたくなるような努力をしているのが水の泡です。この広告宣伝費は、コロナ前の平成29年から令和元年の3年間、平均値は390万9,924円であり、経費を削減しなければならないコロナ禍において、明らかに使い過ぎではないでしょうか。

広告宣伝費だけではありません。3月9日の建設産業常任委員会の資料では、2月、3月の収入と収支が見込みで示され、利用客の減少で、各種アメニティーの備品購入費は、平成29年から令和元年の2月、3月の平均値と比べて減少となっていますが、年間のトータルで見るとコロナ前の平成29年から令和元年の3年平均値448万6,282円より多い、504万5,898円となっています。予算が420万円であり、時短営業、平日休業が多く、宿泊者、日帰り入浴が大幅に減っているのであればアメニティーの購入は減るはずなのに、コロナ前より多くなってるのはなぜでしょうか。

さらに、カード決済手数料と説明がある使用料・手数料は、コロナ前の平成29年から令和元年の平均値は、530万1,490円なのに対して、今年度は740万2,444円と、200万円以上増えています。お客様が減っているのにカード手数料が増える理由は、どこにあるのでしょうか。ほかにもあります。雑費は、車両燃料代で団体客の減少のため、2月、3月は過去の平均値より減額とありますが、トータルでは平成29年から令和元年度の平均値179万2,670円に対し

て、今年度の見込みは190万7,202円です。幾ら燃料費が高騰しているとはいえ、売上げが減った理由が利用者の減少となっているのであれば、送迎車の利用も減っているはずです。また、この雑費の予算は、70万であることを忘れ、例年どおりに使っているのではないでしょうか。

問題は、固定費だけではありません。幾らコロナ禍で利用客が減ってるとはいえ、シャルマン火打スキー場からのお客様が見込める2月1日から2月13日は、火曜日と水曜日を休業し、2月14日からは、金、土、日の3日間しか営業していません。まん延防止等重点措置が解除された3月19日からは、火曜日と水曜日を休館日としています。コロナ禍であっても、勤務体制を工夫するなどして、営業を続けなければ利用客の信頼を失い、足が遠のきます。

別の観点からいうと、コロナ禍において、取組では、26日は風呂の日としていますが、知名度はどれくらいでしょうか。また、お楽しみ抽せん会や商品プレゼントのこどもの日、母の日は、5月の話で、やろうと思えば、父の日、敬老の日、ハロウィン、クリスマス、バレンタイン、ホワイトデーと、毎月何かできるはずです。それが全く報告に出てこないというのは、努力の跡が見えないと言われても仕方がないことです。莫大な広告宣伝費をかけるより、今目の前にいるお客様とコロナ禍で市外に出ることに慎重になっている糸魚川市民に向けて、呼び込みをするべきだと思います。何度も指摘されてるにもかかわらず、営業努力と経営改善がされておらず、丼勘定で経営している人たちに対し、市税を投入することは反対です。

議員の皆様におかれましては、納得できないものには反対とご賛同いただきたく、私の反対討論 を終わります。

○議長(松尾徹郎君)

次に、伊藤 麗議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

伊藤議員。 [6番 伊藤 麗君登壇]

○6番(伊藤 麗君)

清新クラブ、伊藤麗です。

議案第29号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)について、賛成の立場で討論 させていただきます。

令和3年度糸魚川市一般会計補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ5億7,096万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ293億8,850万3,000円とするものであります。今期での補正は、県や国からの財源を有効に活用するもので、特に新型コロナウイルス対応とされる補塡では教育の分野に、融雪施設の整備事業については消雪パイプの整備に補塡があったことを高く評価いたします。これらの事業は、市民の暮らしそのものに直結する大変重要なものと捉えております。

商工分野では、シーサイドバレースキー場に1,700万円、権現荘に1,020万の増額です。 3月9日に行われた建設産業常任委員会にて、コロナ禍の影響によるお客様の行動変化、学校スキー授業のキャンセル、宿泊客の著しい減少を確認いたしました。

しかしながら、指定管理者と行政のやり取りは、見ている市民から疑念を抱かれ、十分な理解を 得ているとは言えない状況であると考えます。 加えて、当市では、地形と地質の特性から、過去に雪崩や地滑り災害を繰り返し受け、直近では、 島道雪崩災害が発生いたしました。長引くコロナ禍と自然災害のもたらす危機の複合化・重層化が 懸念されます。

その中で、行政には今後、市の所有する公の施設についての考え方を明確に示し、一刻も早くコロナ禍を含む災害を想定したリスク分担の内容を盛り込む「糸魚川市における公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」なるものを作成し、議会に示していただくことを強く望みます。

コロナ禍という危機に、自治体と指定管理者の間で役割分担を明確にすることの必要性に迫られているのは、決して当市だけではありません。地域の歴史や思い出の詰まった公の施設を守っていくにはどうすべきか。多くの人で一生懸命に考えたときに初めて、知恵や工夫は生まれるものだと信じております。

私、伊藤 麗は、本補正予算に賛成し、議員各位の皆様におかれましてもご賛同いただきたく、 お願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長(松尾徹郎君)

ここで、議事の都合により、午後1時まで休憩といたします。

〈午前11時59分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長(松尾徹郎君)

休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き、討論を行います。

渡辺栄一議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

渡辺議員。 [8番 渡辺栄一君登壇]

○8番(渡辺栄一君)

渡辺栄一でございます。

議案第29号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)について、反対の立場で討論 します。

本件の歳出7款商工費、1項3目観光費の柵口温泉権現荘管理運営事業(新型コロナ対応)のリスク分担での指定管理料1,020万円の歳出には、納得しません。指定管理施設の管理運営において、新型コロナウイルス感染症のため、売上げが大きく減少した指定管理者に対し、リスク分担に基づき、損失の一部を負担し、施設の健全な運営継続を図ることを目的としていますが、コロナ感染以前より、赤字経営が続いており、黒字化したことは、一度もありません。また、設備投資等に回す資金の必要もないことから、人件費を含めた固定費など、改善する余地はたくさんあり、経営姿勢が欠落しているとしか思えません。行政側も、責任意識もなく、検討しますの答弁が多く、当補正予算を通してもらいたい熱意が伝わらず、市税を投入することに到底、市民の皆様のご理解

を得られるとは思えません。甘えの構造意識から脱却し、自ら1円でも利益を生む工夫が望まれます。

令和2年度の当指定管理者評価票の改善事項には、無駄を抑えて収入を増やす努力は意識の変化なしでは困難、いま一度、商いの基本に立ち戻って、意識を変えて取り組むことと記載されております。

以上により、本案件について、反対するものであります。

○議長(松尾徹郎君)

次に、保坂 悟議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

保坂議員。 〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番(保坂 悟君)

公明党の保坂 悟でございます。

議案第29号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)について、反対討論を行います。

反対する根本的な理由は、昨年の決算審査特別委員会で集約された指定管理者の新型コロナ感染症のリスク分担の費目別の説明が行われていないためであります。本案の7款商工費、1項3目観光費のシーサイドバレースキー場指定管理料1,700万円と柵口温泉権現の指定管理料1,000万円のリスク分担について、コロナの影響分を費目別に積算しない手法は、通常の赤字分をコロナの影響分に隠す形で補塡するものであり、この手法に反対するものであります。

したがって、本案の他の事業については、特段反対するものではありませんが、決算審査特別委員会の委員長として、この委員会集約に沿った対応が行われない以上は、反対せざるを得ません。 以下、具体的に項目を述べます。

特に権現荘においては、鮮魚やお酒、加工品等の食材が、まとめて記載してあります。光熱水費と通信費を合算しております。修繕費までコロナ分に含ませるなど、営業努力を分からないようにしております。

さらに、リスク分担の会計と資料の作成を能生事務所が行っていることであります。私の一般質問では、第三セクター能生町観光物産センターと権現荘については、会計士がチェックしている旨の回答がありました。市直営から指定管理者に移行した意味は、民間のノウハウを生かすことが主眼であるにもかかわらず、そのことを全く理解していないことに怒りと情けなさを感じております。

会計資料では、費目別の売上げの減少の理由を説明せず、費目の全体額しか示していません。地域振興という名の下に、単に税金を投入させるのであれば、市民専用の施設に戻す以外に理解は得られません。営利目的の施設としては、甚だ不健全な経営を行っていると言わざるを得ません。

私が考える本来の災害級のリスク分担は、権現荘の施設内でクラスターが発生した場合や感染対策をしていたにもかかわらず、利用者から感染者が出た場合、感染症の流行により、食材の入荷ができない場合や各種取引先でクラスターが発生して、備品等が入荷できない場合などの理由で営業ができないことを指すものと考えております。

糸魚川市のリスク分担でまともだったのは、シーサイドバレースキー場に積雪がなく、ゼロ日稼

働であったシーズンが、まさに不可抗力のリスク分担に当たる典型的なものであると思います。

したがって、権現荘をはじめとする営利目的の市の施設において、糸魚川市の不可抗力の認識は、 基本的におかしいと思います。

少し細かいことを言いますと、コロナ禍で売上げが落ちているのに人件費の高止まりがあること、広告費と販売促進費が高額にもかかわらず、成果なり不測の事態なりの説明がないこと、使用料と手数料が高額にもかかわらず、その仕組みや成果等について説明がないこと、雇用を守るといいながら休業に伴う従業員への対応の説明がないこと、ペレットボイラーの燃料が高いと言うが、現行の灯油の値上がり分との比較や政策的補塡の部分についての詳しい説明がないこと、つまり、費目別に取り組んだ内容と、その金額を示して、その成果や効果について、コロナ感染症に係る部分を積み上げた内容を説明すればよいものと考えております。

最後に、指定管理の権現荘の会計について、市が50%株主である第三セクター能生町観光物産 センターが行っていることで、会計管理と補塡の在り方について、不透明なイメージを市民に与え ております。この際、誰が見ても分かるように整理する必要があることを行政に強く求めておきま す。

議員各位には、集約に沿った判断をお願いするものでございます。

以上で、私からの反対討論を終わります。

○議長(松尾徹郎君)

次に、古畑浩一議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

古畑議員。 〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番(古畑浩一君)

議案第29号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)における7款商工費、権現荘 指定管理料に対し、支出根拠が明確ではなく、反対します。

権現荘指定管理料は、今回1,020万円の追加補正、昨年12月においても1,710万円の追加を行っており、合計2,700万円にも及ぶ指定管理料の増額となっております。

支出根拠のリスク分担にしてみても、新型コロナウイルスを災害として認めるのならば、災害査 定を行い、コロナ感染拡大にあえぐ同業他社や市民も多数あり、同一に扱うべきだと思います。

旧能生町時代、地滑りによって湧き出た温泉を廃校となった小学校を利用して、郷土の食材を利用し、地元住人によってもてなし、もって地域の活性化に寄与するものとしたもの、これが誕生のあらましでありますが、これを大幅に歪曲し、延べ18億円もの巨費を投じ、高級旅館へと転じております。

この間、小林元支配人時に営業実態があるにもかかわらず、同施設内スナックの売上げがない。 食堂の伝票が捨ててある。特別室を支配人室として勝手に使用している。友人・知人の無料宿泊、 酒類、食材の購入先の変更、個人的流用など、小林支配人らの度重なる不正が明確になるも、これ を追求するどころか問題発覚を恐れ、裁量権、講師料など等の言い訳に加担し、矮小化したおそれ もあります。

これを契機に直営方式を諦めた行政は、4億円にも及ぶリニューアルをし、民間移譲すると明言。

説明会開催時に複数の業者・団体が参加表明すると、これを急遽中止し、初めて、私にとって初めて聞く、匿名随意契約なるもので、株式会社能生町観光物産センターに決めたのであります。決定するに当たっては、総会を開いておりますが、持ち株50%にも及ぶ糸魚川市の意向が大きく反映し、反対を押し切る形で成立させております。決定においては、米田市長の決定であり、責任を市長自身も認めております。

権現荘運営においては、営利施設にもかかわらず、賃貸料を取らないばかりか固定資産税も無料、これまで投資した巨額の建設も返還なし、高額な高級施設修繕費は糸魚川市が行う。食材や人材についても地元にこだわらない。これでは権現荘事業を継承した意味がありません。

さらに米田市長は、2年間で4,000万円の黒字化を明言。利潤が出た場合には、その半額を 糸魚川市に納めるとした条件も達成できずに撤廃し、利潤が出た場合も行政に支払うことなしと。 何ら糸魚川市に利潤をもたらさないばかりか、赤字であっても補塡せずとしたものを、コロナを理 由に巨額な血税をつぎ込み続けており、昨年はコロナウイルスに関係のない赤字まで補塡し、収支 ゼロ経営になっております。新型コロナウイルス蔓延対策には、国、県、糸魚川市でも対応し、同 業他社は、各種の協力金、支援金などで細々と食いつないでおります。それでも力尽きた業者は、 次々と倒産・閉店に至っております。

権現荘を宿泊業とするならば、同業他社と同一条件にすべきであって、コロナ災害の中で権現荘 だけを特別扱いすべきではなく、仮にリスク分担を盾に取るならば、第三セクターや指定管理制度 を見直すべきでありますが、来年度の実施計画には、見直し案が含まれておらず、他市で既に廃業 や身売りなど、実施しております。

糸魚川市は、これまで何をしてきたかと言いたい。苦しい財政状況の中で、不採算部門の見直しを図り、改善するのは市として当然の事柄。その職務を果たしておらず、まさに職務怠慢と言えるものであります。

また、長きにわたってこれらを承認し続けた議会にも責任があります。市長与党の名の下に、黒を白と言い含め、あたかも正当であるかのように吹聴し、反対した議員を悪者にしてきました。

昨年市議会は改選し、新たな議員が半数以上も増えております。一山の議員ではなく、18分の1の議員として、行政監視の名の下に、責任ある採決に挑んでほしいと思います。後で派閥の決定だ。クラブの意思だと言い訳せず、薄っぺらな情報に惑わされることなく、駄目なものは駄目と、自らの意思で判断を下してほしいと切に願うものであります。それが議員としての責務であると考えます。

以上の理由により、本案に反対するものであります。

○議長(松尾徹郎君)

次に、新保峰孝議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

新保議員。 〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番(新保峰孝君)

議案第29号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)について、反対討論を行います。

2款総務費のえちごトキめき鉄道安定経営緊急支援事業補助金、3款民生費の保育士幼稚園教諭等の処遇改善、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業や子ども医療費助成等、賛成の事業もありますが、2款総務費のマイナンバーカード普及促進事業は、国民総背番号制度で個人情報管理が一層拡大され続け、民間に情報を提供されるおそれがありますので、関連予算には反対であります。

7款商工費のシーサイドバレースキー場管理運営事業の補正は、コロナ対応とは記載されておりますが、どこまでがコロナ対応なのか明確でなく、スキー場に対する助成の上限を決めず、抜本的対策も取らないやり方の中では、賛成できかねるものであります。

柵口温泉権現荘管理運営事業に対する補正は、コロナ対応とはいえ、特別扱いの疑念が拭えず、 どこまでがコロナ対応なのか、これも明確でない中では、賛成できないものであります。

以上を総合的に判断して、本案に反対するものであります。

以上であります。

#### ○議長(松尾徹郎君)

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第29号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)を採決いたします。 本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

[起 立]

#### ○議長(松尾徹郎君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8. 議案第4号から同第14号まで

### ○議長(松尾徹郎君)

日程第8、議案第4号から同第14号までを一括議題といたします。

本案については、休会中、予算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

保坂予算審査特別委員長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

保坂委員長。 〔11番 保坂 悟君登壇〕

#### ○11番(保坂 悟君)

これより、予算審査特別委員会の委員長報告を行います。

去る2月21日の本会議において、当特別委員会に付託となりました案件は、議案第4号、令和

4年度糸魚川市一般会計予算、議案第5号から同第10号までの令和4年度特別会計予算6件、議 案第11号から同第14号の令和4年度企業会計予算4件の、合計11件であります。

去る3月11日、14日、15日、16日の4日間で予算審査を行っておりますので、主なもの を時系列でご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の審査結果報告書のとおり、全ての議案が可決であります。

なお、議案第4号、令和4年度糸魚川市一般会計予算については、起立採決を行っております。

初日の3月11日は、総務課の関係部分では、委員より、市職員の東京事務所配属期間が10年 に及ぶことから異動を考えるべきとの質疑に、市長より新年度中に検討する旨の回答がありました。

委員より、顧問弁護士料について、健康づくりセンター「はぴねす」の違算に関わる元市職員の聞き取りについて、接触を拒む内容の通知について、代理人弁護士への対応について、市の顧問弁護士に相談しないのかとの質問に、以前、委員からご指摘があり、取扱いについて市の弁護士に問合せを行っている最中とありました。

委員より、総務部長は、その通知文書が任意なら穏便な対応で行い、強制なら法的根拠を確認して、こちらも法定根拠を取るべきで、顧問弁護士としっかり話すべきと意見がありました。

2日目の3月14日は、福祉事務所関係では、委員より、介護人材確保、人材育成事業について、 85ある介護保険事業者に対して、国からの加算分が適切に回っているか、制度の悪用はないか、 様々な方法で調べるべきと意見がありました。

他の委員より、介護従事者の処遇の改善について、当市から富山県の自治体への転職後の賃金が 大きく異なることを指摘して、賃金について調査を行うように要望がありました。

また、介護現場ではコール、ポケベル、PHSなどの備品が直してもらえないことは、入居者の安全に関わるため、その修繕ができない施設についての確認と現状把握をすべきとの意見がありました。

他の委員より、認知症がある方のお宅に1週間分のお弁当が置いてある光景を見て、サービスの申請等に不自由がある方の対応について、生命に関わるため、きめ細やかな対応を各課連携して行うように意見がありました。

3日目の3月15日では、商工観光課の関係部分では、観光費の指定管理料について質疑が多く 集中いたしました。特に柵口温泉権現荘については、市直営時代からの設置目的と現状を踏まえて、 第三セクター能生町観光物産センターの経営状況と指定管理料の在り方を含めて幅広く質疑が行わ れました。

また、質疑の中で各委員の権現荘の指定管理料に対する意見が交わされるなど、委員間の積極的な議論の場面もございました。

多くの質疑を踏まえて、委員長より、リスク分担の不可抗力の定義について、借入れ時の債務不履行の不可抗力を参考にすると、市の不可抗力分は拡大解釈していると思われるので、新年度は市民や業者に指摘されないように、法律上の定義について検証をすることを申し入れ、副市長より議員に説明できるようにするとありました。

このほかにサイクルツーリズム推進事業で複数の委員より、久比岐自転車道の看板が有料道路と 間違われること、自転車スタンドがないこと、自転車を運ぶバッグなどの荷物を預かるところが分 からないことなどが指摘され、改善を求める質問に、看板の設置や自転車の立てかけ場所の周知を 行うとありました。

建設課の関係部分では、道路除雪管理システム、GPSの施設管理システム導入について、委員より、全ての除雪車に導入されるのか、市民への見える化についての質問に、令和2年度の豪雪により、市民への情報提供と除雪業者の事務処理の軽減という意味で導入を考えたとありました。除雪状況について、市民の方のパソコンやスマホから確認できるようになることと、市と業者が持つ全ての除雪車にGPS端末を搭載するとありました。

4日目の3月16日は、子ども教育課の関係部分では、高校の魅力化について、県と市の連携について、糸魚川高校の特徴づくりについてなどに意見がたくさん出ておりました。

生涯学習課の関係部分では、図書館の窓口業務委託について、図書館司書の有効活用について、図書館と地域活性化の取組について意見があり、市長より図書館を見るとその都市の文化度がある程度図られると聞いている。図書館の外見だけでなく、貯蔵の内容や展示の仕方などいろいろあるかと思いますので、図書館の位置づけはしっかりと取り組んでいくとありました。

財政課関係部分では、委員より、官製談合問題に関し、元市職員が入札に関する情報を漏えいして、米田市長の名前で契約を完了したとしたら、責任は全て米田市長にあります。米田市長どう思いますかとの質問に、市長は、行政は法令を遵守しながら進めなくてはいけない。いろいろ不祥事がありますが、それを守っていかなくてはならい。元市職員は、裁判の中でしっかりお答えしますといっても、それはその場での話であって、我々行政に言ったわけではございません。それがこういう形で具体的に表れている。今はやはり、その内容証明でしっかり来ている。今やらなくちゃいけないことだと思っています。ですから私は、その追及は進めますし、追及について弁護士を使いながら進めていきたいと思っていますとありました。

委員長より、財政課の電子入札システム使用料や入札監視委員報酬など、係る質疑を聞かせていただき、提案をいたしました。

元市職員の裁判所での発言を信じて、行政の質問に対する回答を待っていましたが、元市職員と会社と弁護士が三位一体になっていると認識し、そうなった以上、何を言っても回答は得られないと考え、行政からの答弁にあったとおり、違算について警察と公正取引委員会に対し、3月中にその資料を持って相談してもらいたい。それをしないと、入札監視委員報酬や電子入札システム使用料の予算について魂が入らないと思います。それは最低限のことであり、これを守ってもらって、一応魂を入れたということにして、一般会計予算の採決をしたいと思いますが、行政は3月中にやっていただけますかとの質問に、行政より、申入れなり、相談なり、したという部分について、その部分をまとめた形にして報告させていただきますと回答がありました。

委員より、県の単価の漏えいの件も早急に知らせてほしいと。他の委員より、警察や公正取引委員会に行くとしたら、不正を許さないという気持ちで、本気でやってもらわないととの意見がありました。

この提案について、全委員より異議なく認めていただき、一般会計予算の採決を行い、委員会を 閉じております。

最後に、4日間、三密を避けながら、例年にない課ごとの審査を行ってまいりました。委員各位 並びに行政担当各位より、議事進行に多大なるご協力をいただき、長時間にわたる熱心な審査の上、 当委員会を無事終了することができました。副委員長と共に、皆様に心より感謝し、お礼を申し上 げます。本当にありがとうございました。

以上で、予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長(松尾徹郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、討論を許します。

新保峰孝議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

新保議員。 [4番 新保峰孝君登壇]

○4番(新保峰孝君)

日本共産党の新保峰孝です。

議案第4号、令和4年度糸魚川市一般会計予算について、反対討論を行います。

2 款総務費の個人番号カード関連では、国民総背番号制度で問題があると思います。様々な個人情報がひもづけされていく危険性があります。個人情報保護の点でも疑念があります。関連した住民票とコンビニ交付事業も、メリットはありますが、多額の経費がかかる割にメリットが少ないシステムであります。中山間地には、コンビニはなく、増えてきてはいますが、1日五、六件で、1件当たり約5,000円と高額で賛成できません。顔認証もできず、今後、紛失等による被害も想定されます。

4 款衛生費では、乳幼児すこやか事業のフッ素洗口は、論争中のものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが、一番大事なことでないかと思います。

7款商工費ですが、駅北広場の指定管理料1,761万2,000円が計上されていますが、これには問題があるのではないかと思います。調べた結果、最高裁判決で、明確に議員の関係私企業からの隔離を求めている内容に該当し、このまま認めることができない内容ではないかと思います。

ご承知のように平成26年5月27日、最高裁第三小法廷において、関係私企業からの隔離を定める地方自治法第92条の2、地方公共団体の議会の議員は、当該地方公共団体に対し、請負をする者及びその支配人、または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、もしくは監査役、もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないという意味を、最高裁は、広島県府中市の政治倫理条例を争点に争われた裁判で明確に示しました。

府中市議会では、地方自治法第92条の2に加え、議員の2親等以内の親族が経営する企業と自 治体との請負契約等を禁止する議員政治倫理条例を定めていました。これは、議員は関係私企業か ら独立した立場で行動しなければならないということを規制したもので当然のことですが、2親等 以内の親族が、市と契約したことで辞職を求められた元市議が、訴えを起こした裁判で示されたも のであります。

議員は、市民の代表として関係私企業から独立した立場で行動しなければならないということに対して、議員活動の自由として訴えた元市議に対し、最高裁第三小法廷では、議員の職務執行の公正を確保する等の正当な目的を達成するための手段として、必要かつ合理的であるとして、4人の裁判官全員一致で訴えた市議、敗訴の判断を下したものであります。

駅北広場の指定管理は、法にのっとった適切な対応を求めたいと思います。

シーサイドバレースキー場管理運営事業に8,700万円、シャルマン火打スキー場管理運営事業に9,200万円、両スキー場合わせて、約1億8,000万円計上されております。グリーンメッセ能生管理運営事業の3,800万円を合算すると、約2億2,000万円であります。平成20年度の決算では、2つのスキー場の管理運営事業費は、合わせて約1億円です。今後、地球温暖化が進むにつれ、採算の合う営業期間がさらに短くなることにより、経営が一層厳しくなり、指定管理料が引き上げられ、施設の維持管理費がさらに増えていくことが推察されます。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきではないではないかと言い続けてきましたが、残念ながら、そのような先を見据えた取組が、なされているとは言い難いと考えるものであります。

柵口温泉権現荘管理運営事業では、直営から指定管理に移行する際、市が旅館経営する時代ではない。4億円かけて改修するのではなく、民間に移譲すべきではないかと激論が交わされました。 コロナ禍の下で、民間の宿泊事業者が厳しい状況下で苦しんでいるとき、そのときに約束されたことが、果たして守られているのか、甚だ疑問であります。

以上、主な事項を何点か述べましたが、一般会計予算に対する反対討論といたします。

○議長(松尾徹郎君)

次に、田原洋子議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

田原洋子議員。 〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番(田原洋子君)

田原洋子です。

議案第4号、令和4年度糸魚川市一般会計予算について、賛成の立場で討論します。

令和4年度糸魚川市一般会計予算には、新規事業として、骨髄移植のためにドナーが骨髄液を提供する際に、通院・入院をした場合、ドナーやドナーが勤務する事業所に対して助成を行う骨髄移植ドナー支援制度補助金や、犯罪被害者等基本法に基づき、凶悪犯罪による直接的な被害だけではなく、二次的被害にも苦しむ犯罪被害者等に支援を行う犯罪被害者等見舞金などが盛り込まれています。

また、全国的に問題になっている保育士、幼稚園教諭等の処遇改善や、不妊・不育症治療をはじめ、福祉、教育、医療、環境、農林水産、文化、観光、土木、港湾、消防など、どれも市民生活に直結している多くの事業があり、実行するためには、予算執行が必要となります。

ただし、糸魚川市が抱える公の施設に対する指定管理料、委託料、補助金などは、当初の目的が、 時代の変化に伴い、価値観が変わっていること、担い手不足、新型コロナウイルス感染症の影響を 加味し、今までどおりの運営ではなく、民営化を一つの方法と検討すること、改善を求めていくことを忘れてはなりません。

また、官製談合事件の再発防止のために電算入札システム使用料、入札監視委員会、コンプライアンス審査会委員は、絵に描いた餅にならないことを強く望みます。

議員の皆様におかれましては、この予算が実際にどのように使われるか、しっかりチェックし、よりよい糸魚川をつくっていこうではありませんか。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長(松尾徹郎君)

次に、古畑浩一議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

古畑議員。 〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番(古畑浩一君)

それでは、議案第4号、令和4年度糸魚川市一般会計予算案に反対の立場で討論を行います。

信頼のある議員諸兄、政党の垣根を越えて、冷静に考えてみてください。あれだけ激論を交わした新年度予算案をこのまま通していいものなのか。とりわけ、官製談合事件が大きな社会問題となり、行政のみならず、議会の信用をも失墜させたことを忘れてはいけません。

糸魚川市は、その反省に立って新年度、2款総務費、総務管理費に入札監視委員や電子入札システム費を盛り込み、入札制度を見直して、監視するとしています。来年度から入札監視委員会などを設けるなど、私も提言を受け入れた行政姿勢は、当たり前ながら評価するものであります。

ですが、過去を振り返ったとき、健康づくりセンター「はぴねす」プール増築問題に関わる設計 委託入札についての論議では、平成19年に古川元市議が、最低入札価格より、わずか1万円を上 回る低額入札を指摘しているにもかかわらず、再計算をすることなく、問題なしで済ませておりま す。決裁印も、当時の幹部職員より押されており、これは間違いなく虚偽の答弁に当たります。こ れは昨年、田中議員の一般質問により、計算違いが明らかになり、最低入札価格を下回る失格業者 と契約したことが明白になったからであります。

新しい酒は新しい革袋に盛れという言葉がございます。幾ら新しい制度をつくっても、旧態依然 としていては、意味はないという意味であります。

事態の間違いは認めたものの、詳細については、設計に関わった元係長が退職し、地元建設業に再就職。実態は分からないという答弁ですが、元係長は、押上トイレに関わる官製談合事件を起こし、実刑判決が出ており、再犯防止、原因究明に協力するとして執行猶予となり、市役所退職後、再就職。当時の事情を聞けど、答申はありません。会社の森顧問弁護士により、問合せしないように申入れ書が届いており、聞くこともできないとする行政側。申入れの内容も黒く塗りつぶされており、内容が分からぬものであります。新たにマル秘扱いで、非公表の県単価漏えいの疑いも出ており、官製談合の逆も生じております。第2の官製談合の疑いもある中、このように曖昧な状態で新制度を導入などしても、意味がございません。まさに、仏作って魂入れずと言えるでしょう。

本案については、予算審査特別委員会において、再三のように審議しておりますが、曖昧なままで、詳細も責任問題も不明確なままです。議会人として、このような不誠実な対応は、許されざる

行為であります。

行政から明快な答弁を引き出す手段として、議案や予算を延長、または否決するという戦法がご ざいます。行政は、延期・否決されては困るので、資料や責任を明確にせざるを得ないというもの であります。

いいですか、議会には議決権というものがございます。議決権は、行政に事実明確化を迫る議会の最高手段です。予算委員会では、コンプライアンス調査推進特別委員会に、厳しい審査を求めているようですが、議案も予算案も付託されていない特別委員会では、曖昧なまま、のらりくらりと交わされることを懸念しております。

よって、この来年度予算にこそ、議決権を行使すべきものと考えます。責任ある立場の副市長が、 公職選挙法違反で辞職し、部長もまた、相次いで定年を迎え、新たな人事も発表されました。これ までの不祥事や責任を新たな年度に持ち越すべきではないと考えますし、現任期により決着すべき 事柄であったと思います。ですが、時間切れとなったことは残念でなりません。

しかし、人事刷新や辞職により、当時を知る職員が少なくなったとはいえ、政治責任は継続であり、責任は永遠であります。ましてや最高責任者の米田市長が、トップに君臨しております。早期に詳細を明確にし、しっかりと責任を取るべきであります。我々議員も、志を新たに厳しい目を持って、一議員として、しっかりとして採択してほしいと思います。

以上により、本案に強く反対するものであります。

#### ○議長(松尾徹郎君)

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号、令和4年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

#### ○議長(松尾徹郎君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、令和4年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、令和4年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、令和4年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、令和4年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、令和4年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、令和4年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、令和4年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、令和4年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、令和4年度糸魚川市簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、令和4年度糸魚川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9. 議案第34号

○議長(松尾徹郎君)

日程第9、議案第34号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長 (米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第34号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、教育委員会委員の谷口一之さんの任期が、令和4年5月19日をもちまして満了となりますことから、再度、任命いたしたく議会のご同意を頂きたいものであります。

以上でありますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(松尾徹郎君)

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第34号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第10. 議案第35号

### ○議長(松尾徹郎君)

日程第10、議案第35号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算(第14号)議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

### ○議長(松尾徹郎君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第35号は、令和3年度一般会計補正予算(第14号)でありまして、歳入歳出それぞれ 1億5,600万円を追加いたしたいものであります。

歳出は、3款民生費の屋根雪除雪等費用助成事業の追加、8款土木費の道路除排雪事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、所要の一般財源として、普通交付税を充当いたしました。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上でありますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

# ○議長(松尾徹郎君)

山口財政課長。 〔財政課長 山口和美君登壇〕

# ○財政課長(山口和美君)

それでは、補正の内容についてご説明させていただきます。

まず、資料でご説明させていただきます。お手元に配付いたしました議案第35号資料、一般会計補正予算(第14号)の概要をご覧ください。

1、屋根雪除雪等費用助成事業は、山間部を中心とした降雪を受け、助成限度額を増額変更する ことにより、要援護世帯の屋根雪除雪等のさらなる支援を行うものであります。

市内9か所の県指定観測箇所の平均積雪深が、2月下旬に県設定の基準値を超えたことにより、助成限度額を通常の1.5倍とし、対応いたしたいものであります。

(1) 予算状況は、当初予算で300万円、12月から2月までに55%の執行率となっております。3月の申請見込みを踏まえまして、600万円を追加いたしたいものであります。

続きまして、2、道路除排雪事業でありますが、本定例会初日に除排雪経費の追加補正の議決をいただきましたが、その後の2月下旬の降雪を受け、除排雪経費を追加するものであります。

- (1)予算状況は、当初予算及び8号、12号補正を合わせまして約6億9,000万円でございますが、2月14日までで82.6%の執行率となっており、その後の状況から、1億5,000万円を追加いたしたいものであります。
  - (2) 執行状況は、地域別の今年度の見込み及び過去5年間の決算状況になります。

それでは、議案書に基づきまして、ご説明いたします。

補正額は1億5,600万円の追加であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書10、11ページをお願いいたします。

3款1項4目老人福祉費の7、屋根雪除雪等費用助成事業は、今ほどご説明いたしました助成で、 屋根雪除雪等費用助成事業補助金535万円、雪踏み助成事業補助金65万円の追加になります。

8款2項2目道路除排雪費、1、道路除排雪事業は、除排雪委託料1億5,000万円の追加であります。

次に、歳入について、ご説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

11款1項1目地方交付税は、所要の一般財源といたしまして、普通交付税1億5,600万円 を追加いたしたいものでございます。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

# ○議長(松尾徹郎君)

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

新保議員。

○4番 (新保峰孝君)

今回の雪は、どちらかというと山雪型というふうなことが言われておりますが、この要援護世帯に対する除雪の助成件数、どの辺のどういう地域、どの辺の地域でどれぐらいの件数、何回ほど行うのか、行われたのか、その辺のところを聞かせてもらえますか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

嶋田福祉事務所長。 〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長(嶋田 猛君)

お答えいたします。

まず、どういった地域かということでございますが、姫川谷の小滝地域、あと根知地域が多くなっておることと、また、早川流域の上早川地域が多いといったような傾向になっております。

その中、件数ということでございますが、現在、12月から2月までの実績につきましては、件数で38件、今後の見込みでございますが、資料の計の欄にあります年間見込み推計で見ますと、屋根雪等除雪等で150世帯、雪踏みで50世帯、延べで200世帯というのを現在予定しているところでございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

新保議員。

○4番(新保峰孝君)

道路除排雪事業で8億8,000万、これまでの豪雪と言われた年度と比べても、かなり多いといいますか、そういう補正額、合計額になってるんですが、その出動回数とか除雪の特徴とか、先ほどの平場といいますか、中山間地とか、その辺の今年の特徴的な状況というのがあれば、聞かせてもらえますか。金額的に割と多い、総額では多いんではないかと思うんですが、いかがですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

斉藤建設課長。 〔建設課長 斉藤 浩君登壇〕

○建設課長(斉藤 浩君)

雪の降り方なんですが、市内で9か所、指定観測値というのがありまして、先ほど福祉事務所長が言われたんですが、状況とすればやっぱり小滝とか根知谷が多いです。小滝地区については、先週の土曜日かな、やっぱり去年より1メートルぐらいまだ雪の量が多いような状況です。

降り方としては、昨年度は合併して、そこに除雪費書いたものが、下にあると思うんですけど、 10億幾らのが合併後最大で、今年は多分2番目ぐらいになろうかというような予想です。 以上です。 [「終わります」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ほかにご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、 これにて討論を終結いたします。

これより、議案第35号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算(第14号)を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11. 発議第1号

○議長(松尾徹郎君)

日程第11、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固反対する決議を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

古畑浩一議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

古畑議員。 〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番(古畑浩一君)

それでは、これより発議第1号について、決議文を読み上げ、提案理由といたします。

ロシアによるウクライナ侵攻に断固反対する決議。

令和4年2月24日、ロシアはウクライナに対し、軍事施設のみならず、一般市民が暮らす都市への軍事侵攻を開始し、多数の人命と財産が奪われています。さらには稼働中の原子力発電所への武力攻撃や、チェルノブイリ原子力発電所の全電源を遮断する暴挙に出ている。この行為は、ウクライナの主権と領土の一方的な侵害であるばかりか、核物質の拡散により近隣諸国をも深刻な影響を長期間にわたり与えかねないものであり、国際法及び国連憲章に重大かつ明白に違反しているものである。

また、ロシアのプーチン大統領は、核戦力の行使についても示唆するような発言をしており、これらに対して、厳しく非難するものである。

このような武力による一方的な現状変更は、断じて容認できるものではなく、ロシアの侵略行為は、ヨーロッパにとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態を招いている。さらに攻撃により、現地の在留邦人の身の安全が保てるか不安な状況に置か

れている。

糸魚川市では、市民と共に平和と安全を求める誓いを新たにし、核兵器の廃絶と戦争のない真の 恒久平和を願った平和都市宣言を平成19年に行っており、ロシアのウクライナへの侵攻に対して 断固抗議するとともに、政府において、下記事項に対応されるよう強く求めるものであります。

記、1、ロシアによるウクライナへの攻撃を即時停止し、同国内から無条件でロシア軍を完全撤退するよう国際社会と連携して働きかけること。

2、現地在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度 でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図ること。

糸魚川市議会。

以上であります。

○議長(松尾徹郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固反対する決議を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第12. 閉会中の継続調査について

#### ○議長(松尾徹郎君)

日程第12、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議

規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申 出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

### ○議長(松尾徹郎君)

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

令和4年第3回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして、ご報告申し上げます。

去る2月21日から本日までの長期間にわたり、令和4年度当初予算をはじめ、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

この機会に8点について、ご報告申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症への対応について、本定例会初日の行政報告以降の動きについて、ご報告申し上げます。

まん延防止等重点措置の適用期間が3月6日で終了いたしましたが、市内では感染者の発生が続いており、初日から昨日21日までで124例、通算で373件、当市職員では2例の感染者が確認されております。

その中でスポーツサークルと糸魚川中学校において集団感染が発生し、小学校、幼稚園、保育園においても感染者が発生したことから、臨時休校、休園の対応を取っております。

市民の皆様には引き続き、基本的な感染対策の徹底についてお願いするとともに、関係機関と連携しながら感染拡大防止に努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、3回目の接種率は、3月21日現在、31.0%であります。

また、5歳から11歳を対象とした小児接種は、3月10日に接種券を発送し、本日から接種開始いたしております。

2点目に、来海沢地すべり災害の局地激甚災害指定について、ご報告申し上げます。

令和3年3月4日に来海沢地区で発生した地滑り災害が、3月16日付で局地激甚災害に指定されました。これにより農地農業用施設災害復旧事業の国庫補助率がかさ上げされ、地元負担金が軽減されることとなりました。引き続き国や県と連携し、早期復旧に努めてまいります。

3点目に、経済対策の取組について、ご報告申し上げます。

まん延防止等重点措置が解除された後、感染拡大により大きな影響を受けている市内経済の回復

に向け、「糸魚川行っトク宿泊割引キャンペーン」を実施いたしております。

現時点では、対象宿泊者を県民に限定し、4月28日宿泊分までといたしておりますが、感染拡大状況や国・県の動向を踏まえ、対象期間や宿泊者の居住地要件の拡大などについて検討してまいります。

また、「今すぐUtage(宴)キャンペーン」につきましては、現在、市内で一定数の感染者が確認されていることから、当面、今月中は新規受付を停止し、今後の感染状況を見ながら事業の再開を検討してまいります。

4点目に、ロシアのウクライナ侵略に対する対応について、ご報告申し上げす。

ロシアがウクライナ侵略に踏み切り核兵器の使用を示唆した一連の行為は、断じて認めることはできないものであり、「核兵器の廃絶と戦争のない真の恒久平和」を強く願い、市ではお手元配付の抗議文を、本日付でロシア大使館に送付する予定であります。

また、ウクライナの人々の人道支援を行うため、日本赤十字社が行うウクライナ人道危機救援金の募金箱を、福祉事務所、青海事務所、能生事務所の各窓口に設置しております。受付期間は5月31日までで、お預かりした募金は、国際赤十字を通して、食料や水、医療などの人道支援に活用されます。

市民の皆様には、3月25日号のおしらせばんなどで、周知をしてまいります。

5点目に、第3次糸魚川市総合計画の策定について、ご報告申し上げます。

本日、令和4年度からスタートする第3次糸魚川市総合計画について、議員の皆様に電子データにより配付させていただきました。

第3次総合計画が描くまちの未来を市民や地域、事業者等の皆様と共有し、オール糸魚川で、まちの将来像である「翠の交流都市さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向けて、各種施策を展開してまいります。

なお、計画の概要版については、4月に市民の皆様に対してお配りする予定といたしております。 6点目に、今会期中の予算審査特別委員会においてご意見等頂きました糸魚川市健康づくりセン ター屋内プール増築実施設計業務委託に係る対応について、ご報告申し上げます。

まず、県単価の第三者への提供につきましては、県から事前に協議した記録等はなく、情報漏えいによる県との協定違反に当たるとの見解を受け、3月17日に県へ担当課長が出向き、経緯の説明と陳謝をいたしております。

県担当課では、内容精査の上、対応を検討するとのことであります。

また、設計の積算誤りに係る調査等については、3月18日に警察へ相談させていただきました。 いずれも、今後何らかの動きがありましたら、改めてご報告させていただきます。

7点目に、新潟県自治体情報セキュリティクラウドへの不正アクセスによる不正メールの送信に ついて、ご報告申し上げます。

新潟県が管理する新潟県自治体情報セキュリティクラウドのメールシステムに不正アクセスがあり、今月18日16時50分頃から18時55分頃にかけて、当市役所のドメイン名による不正メールが外部に送信されました。

なお、このシステムは、当市のシステムとは別に運用・管理されているものであり、既に対策が 講じられているとのことであります。 最後に、3月20日、デンカ株式会社田海工場内で発生した火災について、ご報告申し上げます。 発生時刻は同日午前9時30分頃、場所は工場内の危険物仮置き場で、プレハブ小屋とドラム缶 4本が焼失し、午前10時10分に鎮火したものであります。この火災で、現場の作業員1名が負 傷し病院へ搬送されましたが、傷病程度は軽症でございます。

なお、今回の火災においては、延焼拡大のおそれはありませんでしたが、引き続き、工場等における防火対策の徹底を図るとともに、市民への火災予防啓発に努めてまいります。

以上、8点について、ご報告申し上げました。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。 終わりに、令和4年6月市議会定例会の招集日を6月6日、月曜日とさせていただきたい予定で ありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

# ○議長(松尾徹郎君)

これをもちまして、令和4年第3回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。 長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後2時21分閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議員

議員